

# 第4 触法少年

## POINT!

- 補導人員は、刑法犯・特別法犯共に**減少**
- **中学生男子**の刑法犯による補導が21人（-61.8%）**減少**

## 1 刑法犯

### (1) 補導人員の推移

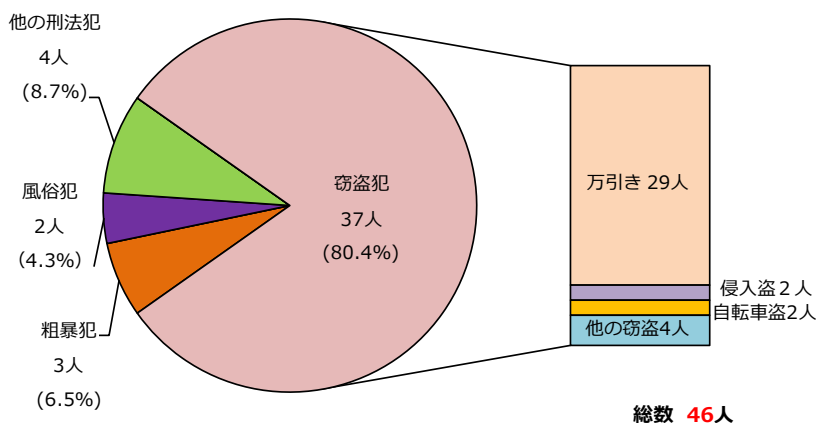
触法少年（刑法）の補導人員は平成24年以降減少が続いており、令和2年中の補導人員は46人で、前年に比べ42人（47.7%）**減少**しました。



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
											前年比	増減率
触法少年	250	220	215	174	157	142	108	101	88	46	-42	-47.7%
うち男子	212	192	186	160	133	120	88	87	72	36	-36	-50.0%
うち女子	38	28	29	14	24	22	20	14	16	10	-6	-37.5%

### (2) 行為態様別補導状況

行為態様別では、窃盗犯が37人で最も多く、触法少年（刑法）の80.4%を占めました。



### (3) 小学生の補導状況

#### ア 補導人員の推移

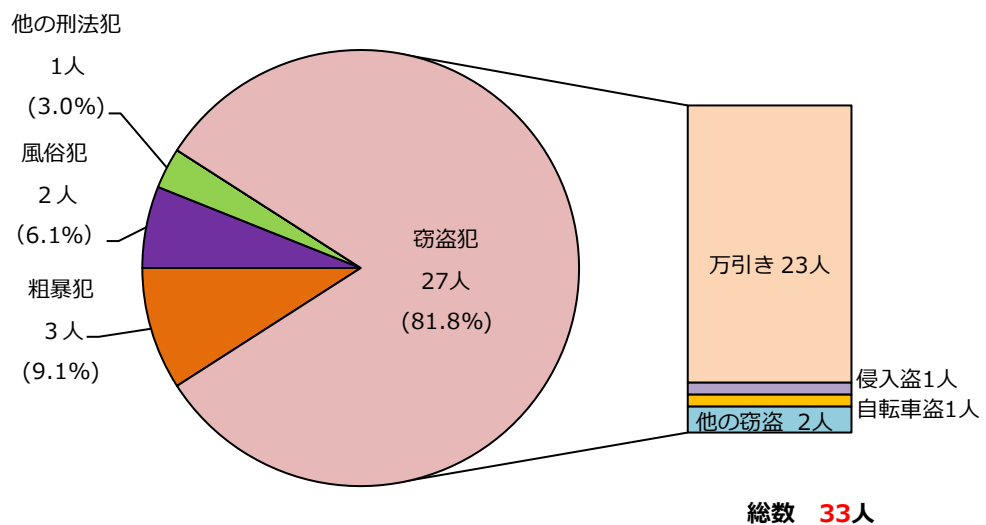
補導人員は過去10年間増減を繰り返しており、令和2年中は33人で、前年に比べ20人（37.7%）減少しました。



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
											前年比	増減率
小学生	76	47	68	48	57	57	53	52	53	33	-20	-37.7%
うち男児	63	35	55	43	48	48	42	45	37	23	-14	-37.8%
うち女児	13	12	13	5	9	9	11	7	16	10	-6	-37.5%

#### イ 行為態様別補導状況

- 行為態様別の補導状況は、窃盗犯が27人で最も多く、触法少年として補導された小学生全体の81.8%を占めました。
- 窃盗犯の手口別では、万引きが23人で最も多く、窃盗犯の触法少年として補導された小学生の85.2%を占めました。



#### (4) 中学生の補導状況

##### ア 補導人員の推移

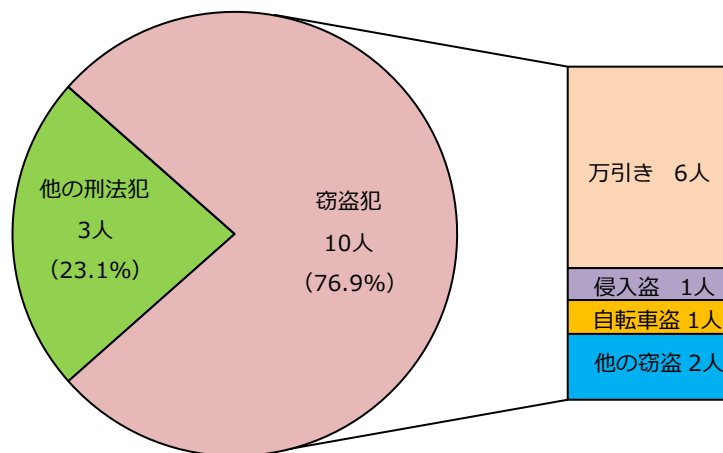
補導人員は平成24年から減少が続いており、令和2年中は13人で、前年に比べ21人（61.8%）減少しました。



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
											前年比	増減率
中学生	174	173	147	126	100	85	55	48	34	13	-21	-61.8%
うち男子	149	157	131	117	85	72	46	42	34	13	-21	-61.8%
うち女子	25	16	16	9	15	13	9	6	0	0	±0	-

##### イ 行為態様別補導状況

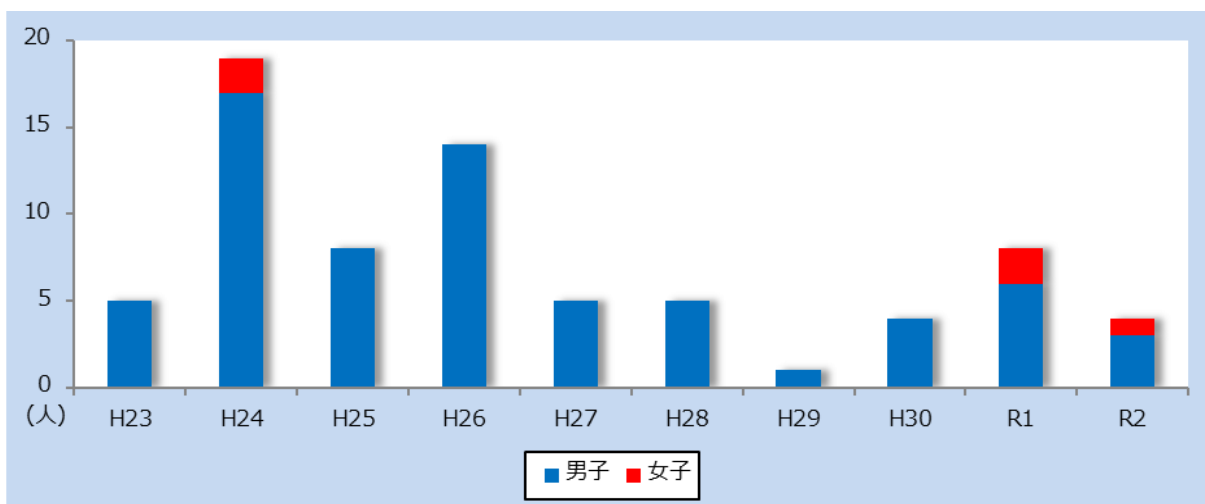
- 行為態様別の補導状況は、窃盗犯が10人で最も多く、触法少年として補導された中学生全体の76.9%を占めました。
- 窃盗犯の手口別では、万引きが6人で最も多く、窃盗犯の触法少年として補導された中学生の60.0%を占めました。



総数 13人

## 2 特別法犯

過去10年間の補導人員は増減を繰り返しており、令和2年中は4人で、前年に比べ4人（50.0%）減少しました。



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
										前年比	増減率	
触法少年	5	19	8	14	5	5	1	4	8	4	-4	-50.0%
うち男子	5	17	8	14	5	5	1	4	6	3	-3	-50.0%
うち女子	0	2	0	0	0	0	0	0	2	1	-1	-50.0%



### 「触法少年」として補導された場合の手続きとは？

触法少年による事件が発生すると、警察で必要な捜査や調査を行い、少年の行為や環境等に応じ、家庭裁判所や児童相談所による措置が必要と認めるときは児童相談所に送致又は通告をします。

児童相談所では、家庭裁判所での審判（成人事件でいう裁判）に付することが適当であると判断した場合には、少年を家庭裁判所に送致します。

一方、児童福祉法上の措置をとって事件を終結する場合があります。

家庭裁判所では、送致された少年について、審判を開始するかどうかを決め、審判により少年の保護処分（少年院送致、保護観察）を決定します。審判の過程で、少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められた場合には、不処分として、保護処分につさない旨の決定をする場合があります。